

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部改正

経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県  
事が行うこととする事。  
(本則関係)

第二 附則

一 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十五条の規定を除く。）の  
施行の日（平成二十九年四月一日）から施行することとする事。  
(附則第一項関係)

二 所要の経過措置を規定すること。  
(附則第二項関係)